



## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎患者は、全国で350万人以上いると推定され、肝炎対策基本法等においても国の責任が確認されており、抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療助成等特別な措置がとられている。

国が実施している医療助成制度は、抗ウイルス性療法に限定されており、この治療に該当しない肝硬変・肝がん患者にかかる医療費については、助成の対象外となっている。そのため当該患者は、高額な医療費の負担を強いられるだけでなく、就労や生活に支障を来している。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定基準は極めて厳しく、患者の実態に則したものになっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされており、患者の実態に配慮した基準の見直しが必要である。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、以下の意見を提出する。

### 記

- 1 ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

平成26年6月25日

山陽小野田市議会